

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金関係事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 国民年金第1号被保険者(任意含む)の資格取得・喪失等に係る届出の受理 2 国民年金第1号被保険者(任意含む)の住所・氏名変更届等に係る届出の受理 3 基礎年金番号通知書の再交付申請の受理 4 国民年金保険料免除、学生納付特例、納付猶予の申請の受理 5 国民年金保険料法定免除の該当届出および消滅届の受理 6 付加保険料の納付・納付辞退申出の受理 7 老齢基礎、障害基礎、遺族基礎年金等受給に関する個人番号が記載された請求書等の受理
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表46、116、128項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 24条の2、第59条、第68条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 保険年金課 国民年金係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証の管理が行われている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	保険年金課長 檜島章夫	保険年金課長 森田 利寿	事後	人事異動による変更のため
平成29年3月17日	I-1 ②事務の概要	国民年金法等にもとづき、国民年金に係る各種申請・届出にともなう受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ・国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ・国民年金保険料の免除等申請事務 ・年金受給に伴う裁定請求事務	国民年金法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 国民年金第1号被保険者(任意含む)の資格取得・喪失等に係る届出の受理 2 国民年金第1号被保険者(任意含む)の住所・氏名変更届等に係る届出の受理 3 年金手帳の再交付申請の受理 4 国民年金保険料免除、学生納付特例、納付猶予の申請の受理 5 国民年金保険料法定免除の届出、受理 6 付加保険料の納付・納付辞退申出の受理 7 老齢基礎、障害基礎、遺族基礎年金等受給に関する個人番号が記載された請求書等の受理	事前	平成29年4月以降個人番号が記載された年金の裁定請求書等の受理をするため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の48、50項	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条7号 別表第二の48、50項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 26条の3、26条の4	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	保険年金課長 森田 利寿	保険年金課長	事後	
令和1年6月17日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	「実施する」	「実施しない」	事後	情報連携を活用した年金関係事務は年金機構が行う予定、市町村が情報連携を活用することは予定していないため。
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条7号	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	3 年金手帳の再交付申請の受理	3 基礎年金番号通知書の再交付申請の受理	事後	制度改正の為
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年12月24日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項	番号法第9条第1項 別表46の項	事後	
令和6年12月24日	I 4②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二の48、50項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 26条の3、26条の4	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表46、116、128項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 24条の2、第59条、第68条の2	事後	